

# 高圧ガス保安法関係法令 改正の動向

2019年3月12日（火）

防災管理者研修会・コンビナート事業所保安対策推進連絡会

神奈川県 暮らし安全防災局 防災部 工業保安課

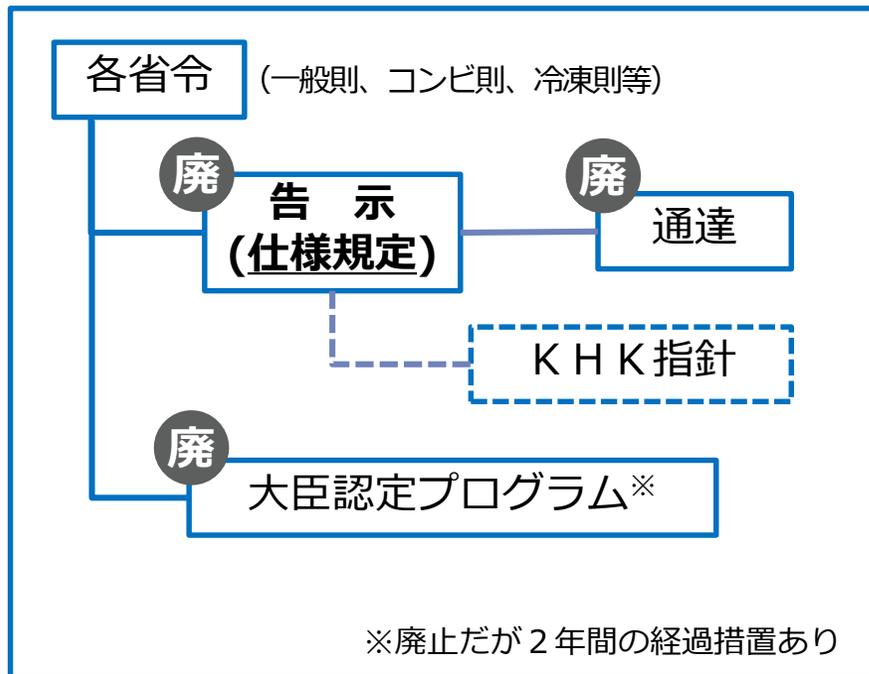
- ◆ **高圧ガス設備等における耐震基準等の改正**
- ◆ **地震対策のための危害予防規程への項目追加**
- ◆ **高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領の制定等**
- ◆ **定期自主検査の期間設定の考え方**

# 高圧ガス設備等における 耐震基準等の改正

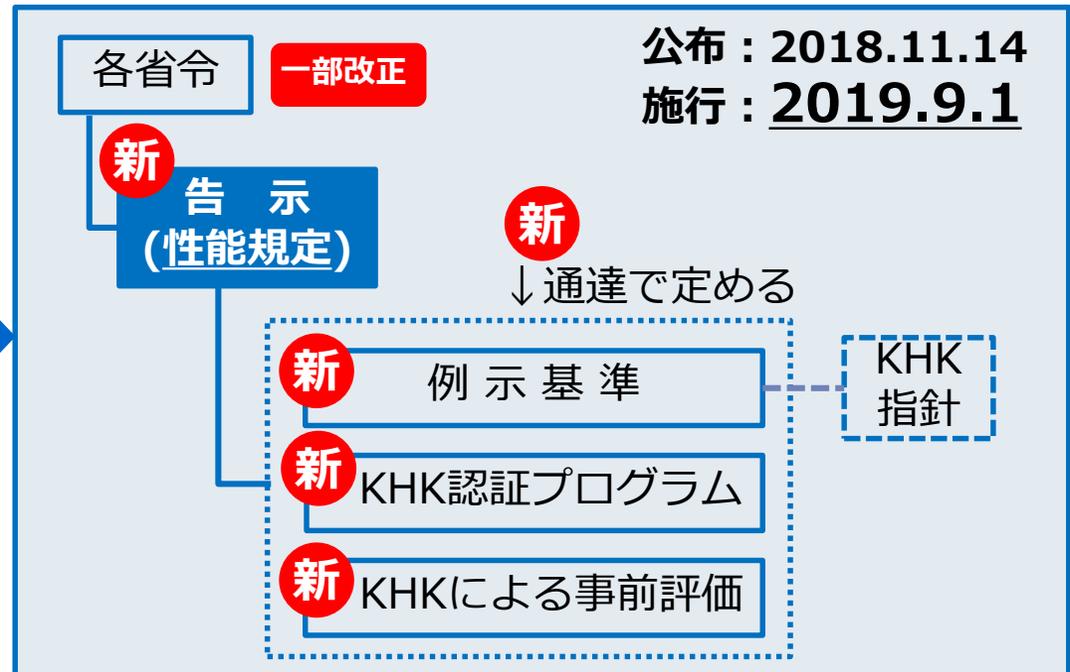
# 改正の概要

最新の知見に基づく地震被害想定の見直しや耐震評価方法の確立などに柔軟に対応するため、高圧ガス設備の耐震設計方法の詳細を定めた告示の性能規定化などの見直しが行われた。

## <現行の体系>



## <改正後の体系>



# 告示の性能規定化

耐震設計の計算方法などの「仕様規定」を含まず、耐震上必要な性能のみを規定した告示を新規制定

## 高圧ガス設備等耐震設計基準（現行告示）…廃止

### 1条 定義

1条の2 配管の適用範囲

### 1条の3 保有すべき耐震性能

### 2条 耐震性能の評価

3条 設計地震動

4条 応答解析

5条～8条の2 各応答解析方法の詳細

10条～15条 各構造物の算定応力等の計算方法

16条 各構造物の耐震設計用許容応力等の計算方法

17条 配管支持の方法

## 現行の【仕様規定】

⇒例示基準に概ね

そのままの内容で移行

## 高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（新告示）

### 1条 定義

### 2条 保有すべき耐震性能

### 3条 耐震性能の評価

### 4条 耐震設計構造物の重要度分類

## 【性能規定】の例

### 第3条(耐震性能の評価)

(中略) 耐震設計構造物の重要度に係る分類に応じた適切な方法により行い、前条に定める耐震性能を保有することを確認することとする。

# 新たに通達で定めるもの

耐震性能の評価方法の詳細は、新たな通達※で規定

- ▶ **例示基準** (レベル1:KHKS 0861(2018)、レベル2:KHKS 0862(2018))  
現行の告示の仕様規定と運用解釈通達の内容などを盛り込んだ民間規格を、新告示に適合する基準として指定  
(既存のKHK指針は、今後、例示基準の解説集として改訂される予定)
- ▶ **KHK認証プログラム**  
例示基準によらない設計方法を用いた計算プログラムの認証制度を新設  
(現行の大臣認定プログラム(告示によらない耐震評価法)の後継制度)
- ▶ **KHKによる事前評価**  
上記2項目以外の方法(サイトスペシフィック地震動等)で計算する場合のKHKによる事前評価制度を新設

※「高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について」(20181105保局第5号)  
⇒現行の「高圧ガス設備等耐震設計基準の運用及び解釈について」(20131112商局第1号)は廃止

## ▶ 各省令、告示等の改正内容（METI）

- 高圧ガス設備等に求められる耐震設計基準の性能規定化や水素燃料電池自動車の更なる普及に向けた規制の見直し等の改正について  
([http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2018/11/201811141000.html](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2018/11/201811141000.html))

## ▶ 例示基準の制定（KHK）

- 耐震設計規格委員会  
([https://www.khk.or.jp/technical\\_standards/sc\\_sd/sd\\_s\\_committee.html](https://www.khk.or.jp/technical_standards/sc_sd/sd_s_committee.html))

なお、国の耐震基準の改正に伴い、県の耐震基準についても見直しを予定（2019年9月1日改正施行予定）

# 地震対策のための 危害予防規程への項目追加



## ▶ 概要

東日本大震災において、高圧ガス設備の火災、爆発、津波による破損等が発生したことを踏まえ、第一種製造者は大規模地震及び津波に関する対策を事業所の危害予防規程に定めることとされた。

(一般則第63条、液石則第61条、冷凍則第35条、コンビ則第22条)

## ▶ 公布

2018年11月14日

## ▶ 施行

2019年 9月 1日 (猶予期間：施行から1年間)

⇒2020年 8月31日までに危害予防規程の変更に関する届出が必要

# 危害予防規程への追加項目

## 1. 大規模地震に対する防災・減災対策



「大規模な地震に係る防災及び減災対策に関すること」を追加する。

【対象】すべての第一種製造者

## 2. 津波浸水想定区域における津波対策



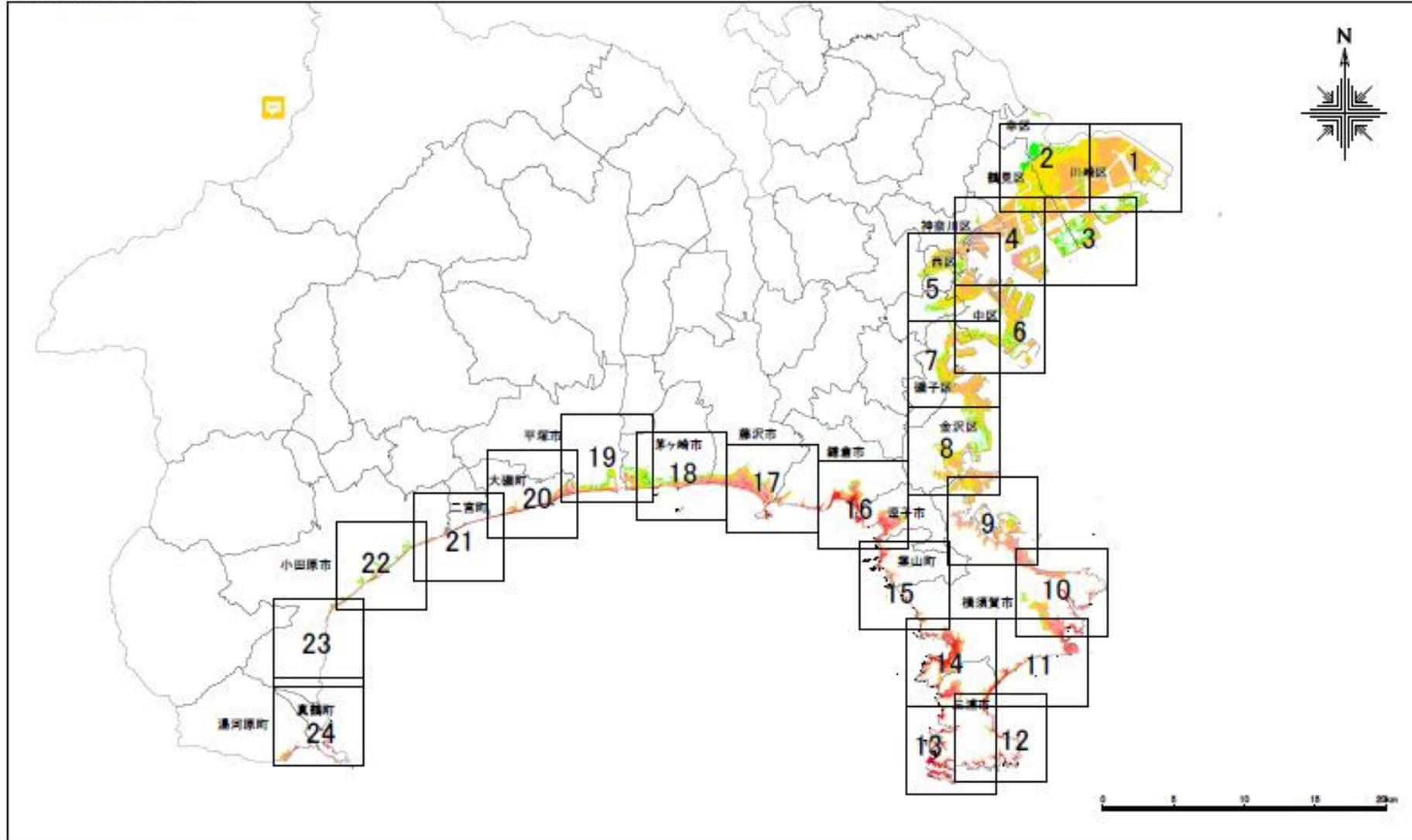
各省令に規定された津波対策※を追加する。

※ 避難、設備の安全停止、防災教育、自治体への情報提供、容器流出対策等

【対象】第一種製造者のうち「津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項」の規定により「津波浸水想定」が設定された区域内にある事業所

⇒ 上記を踏まえ、KHKが危害予防規程に関する指針の改訂を予定

# 津波浸水想定が設定された区域



※次の県HPで、現在の津波浸水想定が設定された区域を確認できます。

◆津波浸水想定図 <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jy2/cnt/f532320/p892444.html>

◆e-かなマップ <http://www2.wagmap.jp/pref-kanagawa/PositionSelect?mid=40>

# 高圧ガス・コンビナート事故 対応要領の制定等

## ▶ 概要

「第5次地方分権一括法」（平成27年法律第50号）の施行により、  
高圧ガス保安法の権限が指定都市へ一部移譲されたことに伴い、  
事故発生時の対応等を定めた

「高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領」が制定※された。

※要領制定に伴い、従来の「高圧ガス保安法事故措置マニュアル」は廃止

## ▶ 施行・改正

2018年 4月 1日 施行

2018年12月21日 改正施行

## ▶ 従来の事故措置マニュアルからの主な変更点

- 事故分類を細分化  
⇒ A級事故のほかに、B 1、B 2、C 1、C 2級事故を正式に記載
- 指定都市への権限移譲に伴う記載の追加

## ▶ 改正時の主な変更点（事故対象外の事象追加）

- 高圧ガス事故に該当しない事象として可燃性ガスの締結部等からの微量漏えいを追加
- 高圧ガス事故に該当しない微量漏えいの発生箇所として可動シール部を追加

## ▶ 留意点

- 微量漏えいであっても、機器の腐食や破損等を伴ったものは除外にはならない。

※可燃性ガスの微量漏洩が高圧ガス事故の定義から除外されたのは、適切な保安管理体制下であれば、日常点検などのこまめな管理が徹底されており、微量の漏えいが生じたとしても、保安が維持されるというのが前提

- 漏えい部位や原因が不明な時点で覚知した場合は、事故の通報が必要

※通報後、事故非該当と判明した場合は取下げを行う。

# 定期自主検査の期間設定の 考え方

## ▶ 概要

基本通達※<sup>1</sup>の改正により、保安検査の猶予期間※<sup>2</sup>に対する定期自主検査の期間設定の考え方が明示された。

※1：高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）

※2：基準日に対して通常の事業者は前後1か月、認定事業者は3か月

## ▶ 施行等（予定）

2019年	2月28日まで	パブリックコメント
	3月中旬	公布
	4月 1日	施行

## ▶ 基本通達の改正（案）

(4) コンビナート等保安規則の運用及び解釈について

第38条関係

- (1) 定期自主検査の実施時期は事業者の個別の事情に応じて合理的に設定されるものであり、例えば、規則第34条第3項に基づき、前回の保安検査の日から一年を経過した日の前後一月以内  
(認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後三月以内) に受け 又は 自ら行う保安検査に対応して定期自主検査の実施日を設定することも可能である。